

○和洋女子大学受託研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、教育研究活動の活性化と社会への貢献に資するために、和洋女子大学（以下「本学」という。）において行われる受託研究の取扱いについて必要な事項を規定する。

(委任)

第2条 学校法人和洋学園理事長（以下「理事長」という。）は、この規程により定める受託研究に関する取扱いや審議・決定事項等について、本学学長（以下「学長」という。）に委任するものとする。

(定義)

第3条 この規程において、「受託研究」とは、政府機関、地方公共団体、民間企業及びこれらに準じる学外機関等の委託を受けて、その機関が受託者となって本学が設置する機関の組織及び構成員等が遂行する研究をいう。

2 前項に規定する「構成員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学と雇用関係にある教職員
- (2) 本学の客員教員、客員研究員等
- (3) 本学の設置する機関に在籍する学生等
- (4) その他学長が認める者

(受入れ基準)

第4条 受託研究は、その内容が本学の教育研究に寄与する優れた研究成果を期待できるものであり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

2 受託研究を受け入れた後、前項の規定に適合しない事態が生じた場合、学長は研究の中止を命じることができる。

(委託の申込み)

第5条 本学に受託研究を委託する者（以下「委託者」という。）は、学長宛の所定の申込書を研究支援課に提出する。

(受託決定)

第6条 受託研究の受入れの諾否は、当該受託研究を担当する構成員（以下「研究担当者」という。）の所属学部長の同意を得た後、学長の承認をもって決定する。

(契約)

第7条 前条で受入れを決定した場合、直ちに受託研究の契約を行う。

2 契約に際しては、研究担当者と委託者の間で事前に協議を行い、受託者と委託者との間で契約書を締結する。

3 前項の契約書には、書面に次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 受託研究費に関する事項
- (2) 受託研究の中止に関する事項
- (3) 受託研究の実施期間に関する事項
- (4) 受託研究により発生した知的財産権に関する事項
- (5) 受託研究の研究成果の報告に関する事項

(6) 受託研究の研究成果の公開に関する事項

(7) 秘密保持に関する事項

(8) その他受託研究に関して必要な事項

4 締結された契約について、その内容の変更又は更新を行う場合は、前条に準じる手続きによって行う。

(研究費の納入)

第8条 委託者は、契約に別段の定めがない限り、契約締結後 30 日以内に本学に研究費を納入するものとする。

2 納入された研究費は、契約の研究が行われる場合、原則として返還しない。ただし、学長がやむを得ない理由と判断した場合は、当該研究費の全部又は一部を返還することができる。

(管理費)

第9条 委託者は、第7条第2項に定める契約書に記載する研究費のうち 10%に相当する額以上を、管理費として本学に納入するものとする。

(研究費の支出及び精算)

第10条 研究費の支出及び精算は、「学校法人和洋学園経理規程」に基づいて行う。

(受託研究の中止)

第11条 学長は、受託研究の実施過程において、契約書に定める以外の理由により、契約を履行しがたいものと認める事態が生じた場合は、委託者と協議の上当該受託研究を中止することができる。

2 学長は、前項の規定により受託研究を中止した場合は、速やかに中止の理由及びその処置について、理事長に報告しなければならない。

(研究成果の報告)

第12条 研究担当者は、受託研究の期間終了後、研究成果について所定の様式により研究支援課に報告しなければならない。

2 研究支援課長は、前項の規定により報告された研究成果を、理事長、学長、研究担当者の所属学部長及び委託者に報告する。

(設備等の帰属)

第13条 研究費により購入した設備等は、契約に別段の定めのない限り、本学に帰属する。

(知的財産権の取扱い)

第14条 受託研究で生じた知的財産権に関する取扱いは、契約に別段の定めのない限り、「和洋女子大学発明等取扱規程」による。

(知的財産権の帰属)

第15条 受託研究で生じた知的財産権は、契約に別段の定めのない限り、本学に帰属する。

(知的財産権の実施)

第16条 受託研究により本学が取得した知的財産権の行使は、委託者及びその指定する者に、優先的に実施させることができる。

2 前項の知的財産権を行使する委託者及びその指定する者は、別に定める契約に基づき本学に実施料を支払わなければならない。

(研究補助者)

第17条 研究担当者は、学内外から大学院学生等の研究補助者を受け入れる場合、あらかじめ研究担当者の所属学部長及び研究支援課長の承認を得なければならない。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、研究支援課及び関連部署が行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から制定施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。